

一

其間、實際の行動に於て組合員の内閣難を内閣が起さず外は中央委員  
会乃至政務部の裁定に服して行くべきである。又總同盟の精神に相應  
する如き行動は中央委員会より中止を命ずるべきである。又社大及労働  
分日本党とは將來合同は可能なりと信ずる。

質問 (紡織労働者連合)

日本労働同盟との合同で實際何人位加盟して

来るか。

答 (西尾總主事)

全作的合同を決定した。廿で實際會費及び組合員

を何人あるか、不明了である。大体のところ、四千五百名位と考へてゐる。

質問 (中央合同・青田)

労働同盟

労働同盟との合同問題に内連する問題であるか、西尾主事は